

むつ市議会第243回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

令和2年3月3日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）21番 佐々木 隆 徳 議員

（2）19番 住 吉 年 広 議員

（3）13番 佐 賀 英 生 議員

（4）16番 浅 利 竹二郎 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	富岡	直哉
5番	村中	浩明	6番	佐藤	広政
7番	濱田	栄子	8番	山本	留義
9番	斉藤	孝昭	10番	富岡	幸夫
11番	東	健而	12番	野中	貴健
13番	佐賀	英生	14番	原田	敏匡
15番	岡崎	健吾	16番	浅利	竹二郎
17番	佐々木	肇	18番	鎌田	ちよ子
19番	住吉	年広	20番	白井	二郎
21番	佐々木	隆徳	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛人
公営企業 管 理 者	花山	俊春	代 監 査 委 員	齊藤	秀一
選挙管理 委 員 会 長	畑中	政勝	農 委 員 会 長	立花	順一
総務部長	村田	尚	企 画 政 策 長	吉田	和久
財務部長	吉田	真	民 生 部 長	中里	敬之
民生部 民 生 推 進 監 督 官	坂野	かづみ	福 祉 部 長	瀬川	英之
健康部 健 康 推 進 部 長	佐藤	孝悦	子 ども 福 祉 部 長	須藤	勝広
経済部長	佐藤	節雄	都 市 整 備 部 長	光野	義厚
都 整 建 技 推 進 部 長	小笠原	洋一	川 内 庁 舎 長	二本柳	茂

部長 市民課 市民	安	宅	章	子	部長 課長 一長 福高福祉支所	池	田	雅	文
も部長 らいど 家庭課 子み子家	柳	谷	恭	子	部長 課長 一長 経産政勤青木館	小	林	睦	子
部者課幹 済活援主 括 経生支総	畑	中	正	行	部長 課長 一長 都整土	柳	谷	真	吾
育会局校課幹 員務育主 括 教委事学教総	中	居	春	雄	部長 課長 一長 総市主	立	花	幸	一
部災課幹 務全 総防安主	田	中	純	也	部長 課長 一長 企政工戦主	對	馬		睦
部民幹 生 民市主	佐	藤	めぐみ		部長 課長 一長 教委事総主	柏	谷	圭	則
部室査 務公主 長任 総市主	澁	川	紋	子	部長 課長 一長 総総主	井	戸	向	明
部課査 務 総総主	畑	中	佳	奈	部長 課長 一長 企政工戦主	佐	藤	純	也
部課事 務 総総主	柏	谷		諒					

事務局職員出席者

局長 事務局長 主査	金	澤	寿々子	子	幹 主 査	青	山		論
	葛	西	信	弘		堂	崎	亜	希
	井	田	周	作					

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

- 議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

- 議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。
- 議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎発言の申出

- 議長（大瀧次男） ここで、工藤祥子議員より発言の申出がありますので、これを許可します。2番工藤祥子議員。
- （2番 工藤祥子議員登壇）
- 2番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。
- 昨日、私の第3の質問、使用済核燃料中間貯蔵施設についての4項目め、オフサイトセンターの整備について、オフサイトセンター予定地土地造成に関して、「1億9,740億円」と発言しましたが、「1億9,740万円」と訂正いたします。
- 議長（大瀧次男） これで工藤祥子議員の発言を終わります。

◎発言の訂正

- 議長（大瀧次男） ただいま工藤祥子議員より、昨日の一般質問における発言に誤りがあったの

で、発言を訂正したいとの申出がありました。

お諮りいたします。工藤祥子議員からの発言の訂正の申出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、工藤祥子議員からの発言の訂正の申出を許可することに決定いたしました。

◎日程第1 一般質問

- 議長（大瀧次男） 日程第1 一般質問を行います。
- 今日は、佐々木隆徳議員、住吉年広議員、佐賀英生議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行います。

◎佐々木隆徳議員

- 議長（大瀧次男） まず、佐々木隆徳議員の登壇を求めます。21番佐々木隆徳議員。
- （21番 佐々木隆徳議員登壇）
- 21番（佐々木隆徳） おはようございます。会派未来への轍の佐々木隆徳です。この機会に会派の名前について、少し述べさせていただきます。
- 「轍」の意味は、ご承知のとおり車の通った後に残る車輪等の跡のことでありまして、先人たちがつくった足跡である歴史、文化、伝統などを学び、未来への道を切り開いていくような議員を目指そうとの思いで、会派の代表である原田議員が命名したものであり、私自身初心に返り、少し硬くなった頭を柔らかくして、若い同僚議員らとともに頑張りたいと思っています。
- 今回多くの議員が一般質問、またこのことに触れられておりますが、新型肺炎、コロナウイルスの感染拡大によって、訪日外国人旅行者、いわゆる

るインバウンドの急激な減少や株価の大幅下落、そして様々なイベントや行事の自粛や中止など、日本経済に大きく暗い影を落とし、全く先が見通せない状況となっており、ウイルス感染の終息状況によっては、本年7月に予定されている東京オリンピック・パラリンピックの開催にまで影響を及ぼしかねない現況となっており、このことではありますが、幸いにして県内ではまだ感染者が確認されておらず、願わくば我がむつ市においては一人の感染者も出ないことを願う次第であります。

そして、このたびようやく6年にも及ぶ原子力規制委員会による使用済燃料中間貯蔵施設の安全審査会合が終了したとの説明があり、事業開始に向け、大きく一歩前進したものと大いに歓迎するところであります。

事業開始までには安全対策工事や多くの手続があるとのことでしたが、今後予定どおりの事業開始と現在市が検討している新税への対応、そして稼働後のむつ市地元への経済効果を大いに期待し、質問に入ります。

初めに、青森県核燃料物質等取扱税交付金、通称核燃税交付金についてであります。県は税収の18%か、30億円のうち低い額以内とするこれまでの交付要綱を立地市町村に事前説明や協議もなく、昨年4月に「18%」の文言を削除し、30億円以内とする一部改正を行ったとのこと、今後国からの核燃税が増えたとしても、立地市町村等に対する県からの交付額に一切反映されない制度となり、このことに対し、これまで市長は県に対し、配分見直しを再三にわたり要望してきたことでもあります。

また、議会でも市長からの要望もあり、昨年9月定例会において交付金の配分見直しについての意見書を可決し、白井前議長を代表に三村知事に要望したところでもあります。

ただ、その経緯において、説明資料では上限の撤廃等の文言はありますが、要望の交付額は現状の交付額と、18%になった場合の対比を掲載しており、当然私も18%の要望との認識でありましたが、本年1月28日に市長をはじめとする立地市町村長が知事に対して行った要請では、税収入の25%程度とする旨の内容となっており、この25%の要請に至ったその経緯について伺います。

次に、洋上風力発電についてであります。これまで緩やかな流れの中で利用が進められてきた水力、風力、太陽光などの再生可能エネルギーの利用状況が、2011年の東日本大震災以後一変し、急速に利用推進の拡大が図られてきたことはご案内のとおりであります。

さらに、異常気象の原因となっている地球温暖化抑制のためにCO₂を出さない再生可能エネルギーの利用は当然のことと理解するものでありますが、豊富な資源を持つ陸奥湾において、洋上風力発電の検討が具体的に行われているとのことで、さらには促進に関わる知事宛ての要望書も提出したとの報道があったところであります。もちろん他町村のことではありますが、むつ市内での洋上風力発電について市長はどのような所見をお持ちなのか伺います。

最後に3点目、消防行政について伺います。昭和30年前後には、全国の消防団員数は200万人を超えていたものが、昨年の調査結果では過去最少の83万人とのマスコミ報道があり、減少の要因は高齢化に伴う退団者の増加とのことでもあります。消防団員の減少は、全国どこの市町村においても同様な問題を抱えており、人口減少が進む中で、今後もその傾向は続くものと思っております。消防団員の減少は地域防災力の低下につながりかねず、地域住民の不安を抱くことにもなり、できる限り私としては現状維持に努めるべきと思っております。

いるところでもあり、以上のことを踏まえまして、3点についてお伺いいたします。

- 1、消防団員の定年制延長を図るべきである。
- 2、消防団員の定数変更を行うべきである。
- 3、協力団員制度を創設すべきである。

以上、この3点についてお伺いし、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐々木隆徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、青森県核燃料物質等取扱税交付金についてのご質問にお答えいたします。県に対して25%の配分を求めた経緯についてであります。昨年1月、当該交付金に係る要請を行った際の交付基準は、交付金の総額は30億円、または青森県核燃料物質等取扱税の収入見込額の18%に相当する額のいずれか低い額以内の額となっておりますことから、青森県核燃料物質等取扱税の増収分が適切に交付額に反映されるよう、上限額30億円の撤廃を求めたところであります。

我々としては、18%の交付を要請したということではなく、税収に応じた割合で配分すべきとの要請をしておりました。要請どおり上限額の30億円が撤廃された場合、税収見込額の18%だけが基準として残ることになりますことから、議員の皆様に対しては18%の交付を想定した説明をさせていただいたところであり、この説明によって18%の交付を要請してきたというような印象を与えてしまったものと考えてございます。

4市町村としては、従来から県核燃税の増収分を交付額に適切に反映するため、限度額の撤廃を求めているところであり、具体的な割合としては他県の配分率平均が約23%であったこと及び我々の財政需要を勘案し、県財政への配慮、これも含めて25%程度と幅のある形でこのたび提示したも

のでございます。

全国で青森県に次いでこの核燃税収が大きい福井県では、青森県の半分程度の税収ではありますが、税収の40%を立地及びその周辺市町村に交付しておりますことから、我々としては決して過大な要請ではないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、洋上風力発電についてのご質問にお答えいたします。陸奥湾における洋上風力発電に関しては、現在2事業者が環境影響評価の手続を行っており、国が最長30年の操業を事業者に許可する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく促進区域の指定に向け、県及び事業者が海域の情報提供を実施している状況であります。

洋上風力発電に関する私の所見といたしましては、さきのむつ市議会第239回定例会における浅利議員の一般質問への答弁で申し上げましたとおり、陸奥湾のすばらしい眺望と豊かな海の恵みの価値を後世に伝える必要があるとの考えの下、当該事業につきましては、反対の立場を表明させていただいております。私のこの考えにつきましては、既に青森県知事に対して申し伝えておりますので、これに配慮した対応がなされるものと考えております。

陸奥湾は、ホタテの養殖をはじめ脇野沢地区のタラ漁など、豊富な海産物の漁場である一方、海上自衛隊の大湊地方総監部が所在し、日常的に艦艇が出入りする国防のための海でもあると認識しております。また、暴風雨時には国際海峡である津軽海峡を通過するタンカーなどの船舶が多数待避する海でもあり、発電設備への接触による万が一の油漏れなどの事故も考えられます。

そして、何よりもこの閉鎖性水域がもたらす多様性のある眺望は、我々むつ市民の心に刻まれている原風景でもあります。この陸奥湾の価値を守

り、後世に伝承する責任が我々むつ市民に求められていると思っております。

また、陸奥湾でなりわいを営む漁師さんたちの生活、そして未来を守り、国防にも協力していくことが私の使命でもあります。

こうした認識の下、今後においても陸奥湾における洋上風力発電事業に関しては、具体的な発電設備の規模や配置等による景観及び防衛面への影響と、漁業者を中心とした利害関係者との調整状況等について注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、再生可能エネルギーとしての洋上風力発電には、私自身その可能性に大変期待しているところであり、むつ市陸奥湾沿岸以外での県内市町村の取組について、各自治体のご判断の下で大いに進めていただきたいと考えております。

続きまして、消防行政についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

まず、消防行政についてのご質問の1点目、消防団員の定年延長を図るべきについてであります。市では平成24年に消防団条例を一部改正し、団長及び副団長については70歳、それ以外の団員は65歳としたところであります。さらなる定年延長につきましては、消防団員となられる方のやりがいの創出や消防力の維持が見込まれる反面、肉体的、精神的負担となることも考えられるため、消防団員の方々のご意見をお聞きしつつ、むつ市消防ビジョン推進委員会の非常備消防部会などにおいて検討してまいります。

次に、ご質問の2点目、消防団員の定数変更を行うべきについてであります。むつ市消防団は平成17年の市町村合併により、4市町村消防団の連合消防団としてそれぞれの定数をそのまま引き

継ぎ、条例定数1,255人として現在に至っております。

消防団員数の推移は、減少傾向にありますが、人口1,000人当たりの消防団員数は増加傾向にあることから、一定程度確保されているものと考えております。

しかしながら、市の人口、特に生産年齢人口の減少を考慮しますと、今後消防団員数が増加することは考えにくく、現在の定数のままで充足率を維持することは難しいものと考えております。このため、消防団員の定数につきましても、消防団員の方々のご意見をお聞きしつつ、むつ市消防ビジョン推進委員会の非常備消防部会などにおいて検討してまいります。

次に、ご質問の3点目、消防団協力団員制度を創設すべきについてであります。かねてより消防団を退職された方が各種災害時にこれまでの消防団経験を生かし活躍されることには非常に期待をしているところであります。

現在むつ市消防ビジョンでは、消防団員の減少を受け、機能別消防団員制度及び大規模災害時消防団員制度の導入について検討していくこととしており、消防団を退職された方々の協力制度も同様に検討すべき取組であると考えております。

制度の在り方や活動内容はもちろん、報酬、災害補償などの課題がありますことから、ほかの自治体の取組などを参考にしながら、調査研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 21番。

○21番（佐々木隆徳） 何点か再質問させていただきます。

まず、核燃税の交付金についてでありますけれども、認識の違いはもちろんあります。いろいろ調べた結果、上限の撤廃という文言は随所に出てきているというのは重々理解しました。私だけではないと思うのですけれども、これまで議長も私

も正副議長に就任した際に、11月の段階で郡内の4町村を回った経緯があります。私どもの議会で意見書を議決した中では、「18%」の文言は入っておりませんでしたけれども、4町村回ったときには、「18%」の文言を入れまして、各議会の議長さんをお願いして回ったという経緯がありました。それが昨年11月、そして本年の1月というふうな形で、私どもにすれば、急に出てきたというふうな25%でありましたので、突如どこからか降って湧いたみたいな印象を受けたのは事実であります。

ただ、当然18%よりも20%、20%よりも25%がいいわけで、県から来るとするのであれば、多いにこしたことはないのです。これからも市長はその旨頑張っていたらいいと思いますが、その25%の要請に対しまして、今言った各4町村の議長さん方の認識は、首長さん方とどういう関係になっているのか全く理解できませんので、市長は今の要請した段階で、ほかの町村長さんとはどういう話、もしくはどういった共通認識をお持ちなのか、持っていったのか、その辺について伺います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、他の首長との共通認識の前に、今回この核燃税の交付金の配分の件で、議長、副議長に各町村の議長のところを回っていただいて、そしてこの要望をしていただいたということについては、心から感謝を申し上げたいと思います。また、議会の皆様の意思表明をしていただいて、いち早く県に要望していただいたことにも心から感謝を申し上げたいと思います。

その上で、今回25%で要望させていただいたということについて、少しコミュニケーション不足がありまして、皆様にお伝えするのが遅くなったということについては、率直に反省してございます。したがって、その点も今後は改善させていた

だいて、密にコミュニケーションを取りながら、また下北一丸となって要望ができるような体制を構築していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

その上で、ご質問のありました各町村長とのコミュニケーションであります。これは4町村長を私が直接一人一人お伺いして、今回のその25%でいこうというようなお話をさせていただいて、その合意を得て要望させていただいてございます。これは、まさに本当に一人一人のところにお伺いしてやらせていただきました。大間町長に関しては、大間町で、ではなくて、お互い出張中でありましたので、東京で会合させていただきましたけれども、お一人お一人と直接お話をさせていただいて決めた割合ということでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 21番。

○21番（佐々木隆徳） 市長の答弁、各首長方の了解が得られたと。ただ、今議会の議長さん方にそのまま伝わっていないというのが、議長も私もそのように思っているところでありまして、ちょっと余談になりますけれども、つい最近大瀧議長が青森市での会合でしたか、そこで各議長さん方と懇談がありまして、その際には18%という形をお願いして回った経緯がありまして、それが新聞紙上等で1月28日ですか、そこで25%の要請ということで、どうなっているのだというふうな不満も言われたそうでありまして、その点今の首長さん方の認識はどうだったのかなという思いで今質問したところであります。

今後国から県に対して交付される額について、今後の見通しといたしますか、市長はこの総額に対してどのような認識をお持ちか、その点について伺います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、そのコミュニケーション不足だった点については反省をしておりますし、今後はそのようなことがないように関係首長にも今のお話をお伝えして、各議会とも連携を取っていただけるように要請をさせていただきたいというふうに思います。

今後の配分ということで行きますと、そもそも第6期、前回の5年間の部分で県の税収が伸びていると、総額にして68億円伸びているにもかかわらず、5年間ベースで見ると、我々のところにはある意味、最初の年よりも減った形で交付されていると。今年度の予算もそうなのですから、今年度の予算も昨年度よりも減っています、この分。ということがあっていいのかというところからスタートした議論ですから、この我々の要請した25%に近づけるようにこれから交渉していきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 21番。

○21番（佐々木隆徳） 核燃税につきましては最後になりますけれども、市長は原子力施設立地4町村と県との協議の場の設置を提案したと。そのことに県は応じたとあります。報道されました。今後25%程度とする交付税獲得に向けてどのように進めていくのか、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今後の進め方ということでありますけれども、2月19日に副知事と1対1でちょっとお話をさせていただきました。その際大事なポイントがありまして、まず第7期、これから5年間の県の核燃税の税収というのは伸びるのかどうかということについては、これは伸びると、増額するという明確な答えを頂いております。これは、非常に重要なポイントでありまして、そのことについて常に私たちは曖昧にされてきましたので、それがまずあって、そこを確定した上で、

そういうことであれば、我々の経済情勢等をしつかりと客観的なデータでお示しをして、これだけ立地地域というのが、あるいは下北というのが経済的に大変な状況にあるということを説明し、それに基づいて配分を見直していただきたいということで話を進めていく予定となっております。

日程については、現在調整中でありまして、県にしても当市にしても、新型コロナウイルスの対策が非常に今緊急対応が続いておりますので、なかなか日程が取れる状況ではないというふうに思うのですが、大事な話ですので、できるだけ速やかに話合いの場を設けていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 21番。

○21番（佐々木隆徳） 私も、ここにいる同僚議員らも、三村知事に物を言える宮下市長ということはおもう重々、そのつもりであります。ぜひとも頑張っていて、25%と言わず、それ以上の額を期待して、頑張ってくださいと思います。

それでは、次に移ります。洋上風力発電についてでありますけれども、たまたま湾内に面した部分でいけば、むつ、川内、脇野沢の3漁協が面しているわけですが、この3漁協から、例えば相談なり意見なり、そういった類いの市長に対する何かアクション等はあったのか、その点について伺います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

3漁協からは、特に洋上風力に関しての要望、直接市のほうには届出等はございません。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 21番。

○21番（佐々木隆徳） 1点だけですけれども、新聞紙上だけの中身で、具体的なヒアリング等でも

何も言っていないけれども、たまたま目を通した新聞の中で、今洋上風力発電、検討している2漁協とも共同漁業権内に設置すると。そして、またその共同漁業権内もしくは区画漁業権内を除いた海域に設定したいとの意向で何か動いているというふうな形でありますけれども、仮にその共同漁業権内に設置したとすれば、一番懸念されるのは今の掃海訓練等の影響なのですけれども、その点については何かしら持っている情報がありましたら伺います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

今のご質問の中での新聞報道等における共同漁業権の海域での計画という新聞報道につきましては、現時点で陸奥湾内で事業計画されているところは横浜町と野辺地町にかかる沖での事業計画があるということでございまして、特にむつ市側の沖で計画があるということではございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 21番。

○21番（佐々木隆徳） 横浜町、野辺地町、これは新聞にも漁協名が載っていた関係ですすぐ分かりますけれども、通常でいけば陸に近い形での共同漁業権内に設置という形になりますので、俗に言う掃海訓練等には影響がないのかなという思いはしますけれども、ただこれは漁業に関した形で、もともと今の風力発電でいけば300メートル、400メートル離れていても低周波といいますか、そういうのがあって、眠れないような民家があれば、そういう影響もあると。そこでまたホタテ、根付き魚種、回遊魚などにどのような影響が出るのか全く分からない状況だというふうな、これは漁協の組合長さん方から頂いた意見です、これはもちろんむつ市内の。そういうことで市長が反対ということで明確に打ち出している関係上、むつ市にはないのではないかなと、そういう思いでいます

けれども。

ただ漁協には、どこの漁協というよりも、全体の漁協には、かなり大手企業からいろんな話が来ているというのは、これはあちこちから聞いている関係もありまして、もし風の具合が採算が取れるようであれば、あちこちに話しているというふうな認識を持っていただきたいと、そういうふうに思います。

続いて、最後になりますけれども、消防行政3点について、若干質問させていただきますけれども、資料をもらった段階、細かい数字はともかく、理事者側の先ほど言った、合併した際に持ち寄った数字をそのままというふうな定数でいるということで、ざっと比較した段階で、総数に対して200以上の減という形がずっと続いているというふうな認識で、私は3年ぐらい前からずっと見てきましたが、ですからこそ定数の変更はすべきだと。ただ、例えば今は100だから100人にしろというふうな意見ではなくて、若干もちろん幅をつけた形で、先ほどの答弁にもありましたけれども、この先人口減少が進む中で、やはり乖離が、あまり幅があるというふうな形になれば、ちょっとどこへ出しても資料的にはちょっと変だなというふうなニュアンスに受け取られますので、その点の変更はぜひすべきだと思いますが、改めてその点伺いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

消防団の定員と実数の差についてでありますけれども、私としてもこれ今後具体的に実数と定数が違うことでどういった支障があるのかということを検証もしながら、またあるいは消防ビジョンの中では再編ということもうたわれていますので、そうした流れとも合わせながらしっかりと取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 21番。

○21番（佐々木隆徳） 今の市長の答弁で、消防ビジョンを見ましたら、もう一点、消防団の人員なりには、要するに、言葉はちょっとあれですけども、手はかけないというふうな認識で今私いますが、かける、かけないというよりも、実際に今の人口減少に進んで団員も少なくなっていると。そういう中では、ぜひ見直しをすべきだというふうな認識を持っていますので、その辺はぜひ検討いただきたいと思います。

それから、協力団員制度の創設、今私は団員の年齢をもうとっくに過ぎましたけれども、私から見ればちょうど3つ、4つもしくは5つぐらい下の年代、昔だったらともかく、今は65歳でもまだまだ現役で通してもおかしくないというふうな年齢、または元気だというふうな、そういう団員が結構いるわけですけども、その人たちが65歳になって定年を迎えて、そして団から離れていくと。そういうふうな流れの中で、ぜひとも協力団員制度、もちろん本人の了解の下に、危険な任務とかそういうことではなくて、例えばの話ですけども、いざ災害等があったら屯所に詰めて留守番するなり、連絡するなり、何らかのそういった地域貢献をしてもらうというふうな、そういうことが必要かと思えますけれども、改めてその点、市長、もう一度答弁願います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

協力団員ということでありましてけれども、私としてもそういう方が増えてくれることに大いに期待をさせていただきたいと思えますし、またそういう意味では消防団とうまく連携をしながら、そういう体制が図られるように今後検討していきたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 21番。

○21番（佐々木隆徳） 終わります。

○議長（大瀧次男） これで、佐々木隆徳議員の質問を終わります。

ここで、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎住吉年広議員

○議長（大瀧次男） 次は、住吉年広議員の登壇を求めます。19番住吉年広議員。

（19番 住吉年広議員登壇）

○19番（住吉年広） 皆さん、おはようございます。公明党、公明・自由会派の住吉年広でございます。むつ市議会第243回定例会において、通告に従いまして、4項目9点にわたり質問させていただきます。市長並びに理事者の皆様には誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1番目は、認知症サポーター事業についてお伺いいたします。厚生労働省は、2015年に認知症施策推進総合戦略で、「認知高齢者等にやさしい地域づくりに向けて」を発表いたしました。この戦略で認知症を患う人の数が2025年には700万人を超えるとの推測値が発表されました。これは、65歳以上の5人に1人が認知症に罹患することになります。誰もが尊厳を持ち、望むところでございますが、この願いを拒み、深刻な問題になっているのが認知症です。今や老後の、生活する上で最大の不安であり、超高齢化に突き進む日本にとって重要課題の一つになっていることは皆様との共通認識であると思えます。

そして、認知症の人が記憶障害や認知障害から不安になり、周りの人との関係が損なわれ、家族が疲れ切って共倒れになってしまうことも少なく

ありません。しかし、周囲の理解と気配りがあれば、穏やかに暮らしていくことが可能になります。

政府は、2020年度の予算案で、省庁を挙げた総合的な施策を加速させ、関係閣僚会議で決定した認知症施策推進大綱を発表いたしました。大綱では、地域社会で自分らしく暮らす「共生」と認知症を遅らせる「予防」を車の両輪とし、認知症になっても希望を持って過ごせる社会の実現を目指すとしております。

こうした方針を踏まえ、2020年度の予算案で厚生労働省は、認知症の困り事やその家族の困り事を手伝う仕組みとして、2019年度から始まったチームオレンジの整備を進めるように費用計上いたしました。チームオレンジは、認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターを中心に近隣でチームを組み、見守りや外出支援などを行うものです。

大綱では、全市町村での整備が目標と掲げられております。そして、認知症サポーターとは、特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク、全国キャラバン・メイト連絡協議会が実施する認知症サポーターキャラバン事業における認知症サポーター養成講座を受講、修了した者に与えられます。現在全国では1,200万人、むつ市では約4,500名が認知症サポーターとして登録し、地域において認知症の方が穏やかに生活するための見守りや環境整備に努力されております。

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や、その人を取り巻く家族のよき理解者たり得る存在になります。認知症サポーターになったからといって、特別なことをしなければならないというわけではございません。認知症で困っている人や家族を目にすることがあるかもしれません。そんなときに「何かお困りですか」と声をかけてくださるだけでも家族は救われます。認知症サポーターから地域の高齢者や認知症の人を

見守ることが多いという観点から、地域別に担い手のリーダー育成も必要と感じるところであります。

私自身も前職店長時代に認知症サポート事業所第23号で認定を頂き、認知症の人に対しての理解と知識を得ることができ、本当に感謝しているところでございます。

しかしながら、現在の取組では知識を得ることは可能なのですが、それを生かす機会がないように感じるところであります。

以上のことを踏まえ、3点質問させていただきます。

1、認知症サポーター事業の取り組みの今後の課題について。

2、認知症サポート事業所認定事業の認定件数が減少傾向にあるが、対策は講じているのか。

3、チームオレンジの立ち上げや運営を支援するコーディネーターへの研修事業の取り組みについてお伺いいたします。

2番目に、就学前の医療的ケア児支援についてお伺いします。公明党が強く訴え続けて幼児教育・保育の無償化が昨年10月にスタートしたことを受けて、実施後の評価や課題を探るために全国の公明議員が聞き取り方式で幼児教育・保育の無償化に関する実態調査をいたしました。期間は2019年11月11日から12月20日です。調査対象利用者は1万8,922人、事業者8,502人、計2万7,424人、調査方法は全国公明議員2,982人による調査方法に基づく対面での聞き取り調査を実施いたしました。

利用者では、約9割が評価する、また施設別によつては、無償化への評価の違いがあることも分かりました。保育の質の向上のために必要なものを、項目では処遇改善が大きな問題であり、多面的な支援策が必要と思います。

利用者側では、幼児教育・保育の今後取り組ん

でほしい政策で、保育の質の向上が1番目、5番目に医療的ケアを必要とする子供への支援強化が挙げられておりました。

私自身は、このアンケートの中で医療的ケア児に対する項目に着目いたしました。アンケート調査の中間報告後、医療的ケア児の現状がどのようになっているのか、事業者、利用者から様々な意見を聞き、現状の実態を確認しました。

2019年には、県内自治体で整備も進み、むつ市内の小学校で県内初の医療的ケア児を受け入れた小学校がございました。先日そのご家族を直接訪問し、当時の思いを聞いてまいりました。その家族は、小学校で受け入れていただいたときに、本当に教育関係の方々、行政の方々が努力されたことに対し感謝していると話されておりました。そのお嬢さんも、生まれつき気管が狭く、喉に穴を開けて呼吸を助ける器具を装着して生活しておりました。たんの吸引以外は普通の子供と何ら変わらず、保育園の友達や姉も通う同じ学校に通わせたかったとおっしゃっていました。

母親は保育所探しに奔走し、苦勞されたそうです。父親も12年3か月も介護休暇を取り、市内の保育所を探し、医療的ケアを理由に断られ、やむなく父親の実家のまちに預かってもらったこともあり、子を育てる夫妻にとっては、仕事を休むと生活ができないのです。私自身も、ご夫妻の話を聞き、政治の力で解決をしなければならないことを強く感じたところでございます。

そして、2016年の4月20日の今から4年前の東奥日報でございます。「医療的ケア児」を知っていますか？病気や障害のため、たん吸引や人工呼吸器などが必要な子どものことです。このような子供は保育園や幼稚園に入園することがほぼできません。「命に関わるから」「看護師が足りないから」「前例がないから」と断られます。わが子もその一人です。多くの子供が保育園や幼稚

園に入園し、音楽やお友達とふれあい、心を育てます。また親は就労が可能になります。しかし、わが子には保育園や幼稚園という選択肢すらありません。年齢にあった教育や刺激を受けられぬままの日々。唯一通園できそうな保育園は母子同伴が条件。仕事をすることは不可能になり、経済的に苦しくなります。医学は進歩しているのに、福祉や制度は見直されず古いまま。その負担は全て家族が背負う現状です。実際にどれだけ医療的ケア児がいるのか、県や市は把握していますか？育てるところか、将来を絶望視している家族もいることを知っていますか？共働きで子育てをしたいです。いつまで泣き寝入りすればいいのでしょうか」との内容でした。

このように、制度のはざまで苦しんでいる家族が少なからずおられます。むつ市内の現状を見ると、まだまだ受入先がないと伺っております。原因としては看護師不足、保育士不足、設備不足の理由等挙げられます。それに受入先がないことに加え、相談先がないこと、適切なサービスへと導くコーディネーター機能が不十分であると思えます。

以上のことを踏まえて2点伺いいたします。

就学前の医療的ケア児への保育所等の受け入れ体制は現状どのようになっていますか。

2、看護師不足の中で保育士への医療的ケア児支援者養成研修のアプローチはできているのかお伺いいたします。

3番目に保育士の負担軽減について伺いいたします。先ほど述べたとおり、幼児教育の無償化アンケートの中で、保育士の処遇改善が挙げられております。人口減少という課題を抱える日本として、未来を担う子供たちの安全で安心の成長を守ることは何より重視されるべき社会のテーマであると思えます。

厚生労働省や東京都などが注視している課題の

一つが、乳幼児突然死症候群、SIDSのリスク低減及び睡眠中の事故防止でございます。平成30年に内閣府が発表したデータによれば、平成27年から平成29年に全国の保育施設で計35件の死亡事故が起きております。原因は、睡眠中うつ伏せ31%、睡眠中うつ伏せ寝以外、体位不明を含む40%で、睡眠中に亡くなった子供の合計が7割にもなります。SIDSのリスク低減及び睡眠中の事故防止をするために睡眠時チェックをきめ細やかにを行い、記録することを推奨しております。

基本的な方法としては、必ず一人一人チェックし、都度記録をすること。また、ゼロ歳児は5分に1回、1歳から2歳児は10分に1回のチェックをしております。現実保育の現場では、午睡チェックを完全に実施しているケースは少ないです。その背景には、保育士の業務負担の増加、ICT化の遅れがあると思うところでございます。

そして、このような状況を改善するために、保育の現場で事故を防ぐために子供たちを見守る機器を導入する事業所に購入費の一部を助成する制度を始めている都道府県が増えてきております。この機器は、乳幼児の体の動きをセンサーで自動検知するものです。乳幼児の衣服にバッジのようなセンサーを取り付け、睡眠中の体の向きなどがタブレット端末に自動で記録される仕組みの機器になります。これらの機器の導入で、保育士は保育の業務に関する煩雑な事務作業から解放され、子供のケアに集中できます。人とICTが連携した安全性の高い午睡チェックは、保育士の精神的負担軽減につながると思います。ぜひとも保育士処遇改善のためにも検討していただきたいと考え、2点お伺いいたします。

1、乳幼児突然死症候群（SIDS）の取り組みについて。

2、乳幼児の午睡チェック表を午睡チェックセンサーに試験的に導入すべきでないかお伺いしま

す。

4点目に教育行政についてお伺いいたします。近年全国各地において地震や豪雨など大災害が発生し、甚大な被害をもたらしております。平成の時代を振り返ってみますと、雲仙普賢岳の噴火や阪神・淡路大震災、そして当市も被害を受けた東日本大震災、さらに熊本地震や西日本豪雨など、私たちの想像をはるかに超える自然災害により多くの命が犠牲となりました。

そもそも我が国は、地震が起こりやすく、台風の常襲地でもあります。火山も多く、自然災害に見舞われやすい環境にある中で、今日激甚化する自然災害への備えを確かなものにするため、全国各地で防災・減災対策の重要性が一段と高まっております。そして、児童・生徒が学校にいる時間帯に大規模な災害が発生した場合に、教職員が子供たちの命を守る必要があると思います。また、小・中学校は地域の避難場所にも指定されていることも多々あります。

そこで、教職員が防災士を取得することにより、天災が発生するメカニズムや避難場所の運営など、防災、災害時の対応に関する知識を身につけ、地域の職場のリーダーとして災害に強い学校づくりを、児童・生徒の命を守ることが必要と思います。

現在防災士の資格を持っている小・中学校の教職員は一人もいないと伺っております。防災士は、2003年に設立され、特別な義務や権限なく機構が認証した研修期間など、講座を受けた上で試験に合格し、救急救命講習を受ければ取得できます。昨年全国の登録者は、約6万9,000人と年々増加しております。取得者の職業は、これまで郵便局員や消防士が中心でしたが、現在は自治体や企業の防災担当者、教職員、学生が目立っております。ぜひとも防災や災害時の対応に関する知識を身につけ、学校の防災リーダーとしての活躍を望むと

ころでございます。

以上のことを踏まえて、2点お伺いいたします。

1、教職員の防災教育がどのように取り組まれているのか。

2、教職員の防災士取得についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 住吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、健康・福祉行政についてのご質問、認知症サポーター事業につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、就学前の医療的ケア児の支援についてお答えいたします。市内保育園では、保育士や看護師が県主催の医療的ケア研修等に参加し、基本研修や演習を受講しておりますが、これまで医療的なケアを必要とする児童の受入れが難しい状況にありました。

このような中、今年度児童発達支援センターが新たに開設されたことで、同センターでの一定の受入れが可能となったところであります。市としても、医療的なケアを必要とする児童の地域生活の支援向上を図るため、4月に開設する「Smile Kids Officeにっこりっこ」の新たな子育て支援として、外部委託での訪問看護師を保育園等に派遣する事業や、ガイドライン策定等の実施に向けて来年度の予算に計上したところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、保育士の負担軽減について及び教育行政についてのご質問につきましては、それぞれ担当部長及び教育委員会からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 住吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育行政についてのご質問の1点目、教職員の防災教育が現状どのように取り組まれているのかについてお答えいたします。年々増え続けている自然災害から子供たちの生命を守るため、各学校では県教育委員会主催の学校安全教室指導者研修会に毎年必ず職員を派遣し、研修内容を各校で伝達することで、各学校の安全管理体制を常に見直すとともに、教職員の学校安全に係る資質向上を図っております。

また、各学校では学校安全全体計画に基づき、日頃より校内の安全点検や通学路点検の実施、台風や地震などの様々な自然災害を想定した避難訓練や保護者への引き渡し訓練を実施するなど、災害時に児童・生徒が自ら必要なことを考え、自分の身を守る意識を高めるための取組をしております。

次に、ご質問の2点目、教職員への防災士取得についてお答えいたします。防災士の資格を取得することで、災害時に、よりの確な対応が取れるようになることが期待できますが、学校では全ての児童・生徒が安全に学校生活を送れるよう、市教育委員会から全小・中学校の全学級に配布している危機管理マニュアルに沿って、迅速で的確な指導ができるよう、年間を通じて安全管理体制の充実に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 認知症サポーター事業についてのご質問にお答えいたします。

認知症に対する取組といたしましては、認知症の正しい知識と理解を深めることが最も重要であることから、認知症サポーター養成講座を実施し、これまで4,548人の認知症サポーターを養成しているほか、認知症の方を地域全体で支える取組と

して、認知症サポート事業所及び認知症サポート団体認定事業を実施しております。

この認定事業につきましては、地域全体でさらなる浸透を図るために、現在115事業者から成るむつ市高齢者等見守りネットワーク事業の事業者や、学校、町内会等の様々な事業者、団体にお声がけし、認知症サポーター養成講座の受講をお願いしているところであります。

また、認知症サポーターの具体的な活動について、国におきましては、認知症サポーターの役割である認知症を正しく理解し、見守るサポーターの中から支援につなげるサポーターを養成し、認知症の方の支援につなげる組織、チームオレンジを地域ごとに構築することを目指しております。

市では、本年1月から認知症サポーターの理解をさらに深めるための取組として、認知症サポーターステップアップ研修を実施しているところでありますが、具体的な活動につきましては、他市の状況や事例等を参考に検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、認知症の方やそのご家族が安心して暮らせる「やさしさでつながるまち」の実現に向け、認知症サポーターの養成に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） ご質問の3点目、保育士の負担軽減についてお答えいたします。

児童福祉施設の職員配置の最低基準といたしましては、乳幼児突然死症候群が特に多いゼロ歳児の場合は、3名に保育士1名、1、2歳児の場合は6名に保育士1名が配置されることになっております。

基本的には、睡眠中は仰向けにし、子供を一人にしないことと、定期的に子供の呼吸、体位、睡眠状態を保育士が点検する必要があります。睡眠

時の死亡事故を防ぐため、ゼロ歳児は5分、1、2歳は10分に1回は呼吸チェックを行っており、その際に午睡チェック表を保育士が記入しております。

午睡チェックセンサー導入につきましては、生命に関わるものであるため、利便性よりも安全面が第一でありますので、各保育施設と協議しながら、慎重に調査研究してまいりたいと考えております。

市といたしましては、今後もむつ市総合経営計画にある「児童福祉の充実」に向けて多様な保育サービスの充実、子育て環境の整備、充実を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（住吉年広） ご答弁ありがとうございます。それでは、順次質問させていただきます。

認知症サポーター事業についてですが、むつ市総合経営計画で認知症高齢者見守り事業の中で「高齢者サポートキッズ プログラム」として、児童期から「やさしさでつながるまち」づくりへの理解を深めるために、小学生を対象とした認知症サポーター養成講座、また「高齢者疑似体験」「VR体験」を組み合わせた授業を実施すると伺いました。新しい取組としてしっかり推進していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと2番目の認知症サポーター事業者の認定数減少の対策ですが、現状、事業に向けての年間のスケジュール等、目標がもしあったらお知らせしていただけますか。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

スケジュールといたしましては、令和2年度になります。身体動作の一部を制限する高齢者疑似体験やバーチャルリアリティを活用した視覚的に認知症を体験する取組等を通じて、高齢者や

認知症を理解することを目的とした認知症フレンドリーキッズ授業というものを小学生を対象に実施する予定としております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（住吉年広） 私の分は、事業者認定数が減少傾向にあるので、それに対してどのような、例えば目標スケジュールがあるかという部分をちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

認定事業につきましては、地域全体にさらなる浸透を図るために、学校、それから町内会と様々な事業者、それから団体、あとむつ市高齢者等見守りネットワーク事業者の方々にもサポーター養成講座等を受講していただくといった形で認知症サポーターを増やしていくというふうなことで考えております。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（住吉年広） 分かりました。

それでは、3番目、チームオレンジの運営をするコーディネーターの研修の取り組みについてですが、第1ステップとしては、先ほど言ったように認知症を正しく理解し偏見を持たず、認知症の人や家族を見守る、第2ステップが、近隣チームによる認知症になっても安心して暮らせる地域づくりへ向けて、実践躬行するものです。

先ほどステップアップ研修で他市の事例を見ながら行っていくということでしたので、しっかり他市の事例を含みながら、今いる認知症サポーターをブラッシュアップできるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、医療的ケア児に関する再質問をさせていただきます。就学前の医療的ケア児への保育所等の受け入れ体制の現状で答弁は確認できました。宮下市長は、令和2年度の一般施政方針の

中で、今回の提案する予算は「家族まるごと応援予算」として掲げました。新しい命の誕生と子育ての家族を応援した、妊娠期から子育て期にわたるまで、様々なニーズに対して切れ目なく支援を行うと、少子高齢化に向けての力強い意志を感じることができました。29日の行政側の答弁で、医療的ケア児の窓口はにっこりっこスタート事業の支援を行う子育て世代包括支援センターが窓口で、とありましたが、その認識で間違いがないでしょうか、お伺いします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） それで間違いございません。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（住吉年広） ありがとうございます。

まずは、医療的ケア児の窓口ができることで不安要素が取り除かれるご家族も一歩前進できると思います。そして、次の課題に取り組んでいただきたいと思っております。保育士不足、看護師不足、法の整備等、これらは簡単に解決できないものですが、このことを解決しない限り、事業者段階で受け入れすることは困難です。しっかりと受入体制の構築に向けて、切れ目ない支援をできるように要望いたします。これらの実現こそが「笑顔かがやく希望のまち むつ」の一助となると思っております。

2番目に、前年度の支援者養成研修は何人受講か、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） お答えします。

昨年度1名となっております。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（住吉年広） 1名ということで、少ない数でございます。医療的ケアとは、法律上に定義されている概念ではないですが、一般的には学校や在宅等で日常的に行われるたんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医療行為を指します。

それが平成24年度の制度改正で看護師等の免許を有しない者も医行為のうち、都道府県知事が認定された場合には認定特定行為業務従事者として一定の条件の下でできるようになりました。しっかりと今従事している保育士が即戦力になるためにも、早急に支援者養成研修で知識の技能を身につけていただく必要があると思います。しかしながら、現在養成研修は青森市で研修が行われるために、事業者は交通費、休日出勤手当、宿泊費、そのほかにも2日間の休日を設けなければなりません。このような保育士にも助成をしていくべきだと考えます。

青森市の開催だけではなく、むつ市でも養成研修を開催することにより、事業者の負担も軽減し、今まで以上に研修に参加する方が増え、保育士がケア児に対応できる人材確保が進捗すると考えますが、行政のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 養成研修の開催は難しいと思いますけれども、市といたしましては医療機関、医療関係機関との関係を強化して、医療的ケア児の地域生活の支援向上を図るため、訪問看護師派遣事業を実施する際に、保育士が参加できるような研修会等を計画しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（住吉年広） ありがとうございます。

それでは、3番目に処遇改善についての再質問をさせていただきます。私自身も現場で確認してきましたけれども、B4の用紙に保育士が5分間隔でタイマーをセットして、一人一人の状態の確認をチェックし、記入しておりました。別に帳票に記入してチェックすることは悪いことではないですけれども、現在保育士の人手不足の中で、現場も保育士の負担を少しでも減らしていくことの改善が必要であると思います。実際他業種の企業

でも人手不足は共通の課題で、すぐに人材確保は困難な状況です。それで、企業は顧客満足度を上げるためにハード面で設備投資し、改善しているところがございます。県内で導入し改善している事業もありますので、情報を共有化し、前向きに導入を検討していただきたいということを要望し、終わります。

最後に、教職員の部分なのですが、やはり防災士は費用もかかることですので、現状、今進めている分で、しっかりと教育体制の部分で防災教育のほうを進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、住吉年広議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。13番佐賀英生議員。

（13番 佐賀英生議員登壇）

○13番（佐賀英生） こんにちは。13番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第243回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者各位の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

今回の一般質問でも出ておりましたが、現在新型コロナウイルスが世界的に発生しており、パンデミックの様相を呈しております。日本も相当数

発生しており、危惧しているところですが、中国からの観光客が多く来ているとか、ビジネス上、または観光上の要因で広まっているのではないかとされておりますが、確かな原因はいまだに分かってはおりません。

私が心配しているのは、経済上の問題もさることながら、オリンピックが開催されるかということが懸念されているという問題です。当市においても、ランナーが走るということで楽しみにしているのですが、どうなるかはまだはっきりしていないとの報道もあり、心配です。

オリンピックといえば、商業化されているとか、放映権の問題で競技時間の制約があるとか、誘致に際しての金銭の問題も取り沙汰されており、清廉であると言いきる部分も目についております。

私は、いつも思うのですが、オリンピックは、批判を恐れずに言わせていただければ、走るだけ、跳ぶだけ、組むだけなど、「だけ」を多く感じます。そう考えれば、大食い大会や計算する種目、頭を使う競技もあっていいのではないかと考えております。必ずしも体を使う競技だけに限らず、競うという点では遜色はないのではないのでしょうか。今話題のeスポーツも、そのうち入ってくるのではないかと考えております。

しかし、この「だけ」のために鍛錬を重ね、国を背負って頑張るということに美しさと感動を感じるのは世界共通なのでしょう。かく言う私もその一人ですが。

走るだけ、跳ぶだけ、その他の「だけ」のために汗し、涙するのです。たかが「だけ」、されど「だけ」。「だけ」のために努力しているアスリートの皆さんに敬服いたします。

そういえば、我がふるさとの大畑町にも燧岳という立派な「だけ」が存在するのですが、早く日の目を見ることを心待ちにして質問に移らせていただきます。

通告に従いまして、3項目7点についてお伺いいたします。

まず、1点目の消防団の福利厚生について質問いたします。ブリタニカ国際大百科事典によりますと、消防団とは消防組織法に基づき設置される非常備の組織で、常勤で消防業務に専念する消防職員に対し、消防団員は別の職業に従事しつつ、火災や大規模災害の発生時には自宅や職場から現場に駆けつけ、消火活動や救援活動を行います。

消防団の設置、区域、定員、入団資格などは市町村ごとに条例で規定されており、消防団長は市町村長により任命され、団長以外の消防団員は市町村長の承認を得て消防団長が任命するとあります。

消防団員には、自治体から年額報酬及び出勤した際の手当が支給されるほか、一定期間以上勤務して退団した際には、退職報奨金が支給されます。

全市町村に設置されて活動しておりますが、毎年団員数が減少傾向にあり、広報活動や大規模災害時限定など、特定の活動のみに参加する機能別消防団員の制度も設けられているところもあります。

年々減少傾向にあるとともに高齢化も進んでおり、全国各地で自然災害が頻発している中で、消防団を中核としている地方は、地域防災力の充実や強化、団員の確保が課題となっていると考えます。大規模地震の確率が高まっている地域においては、その必要性和重要性は顕著と考えます。

私の友人や後輩にも消防団員がたくさんおり、その活動に頭が下がる思いであります。特に私の住んでいる大畑地区は、仕事の都合上、他町村に勤めている団員が多く、地元勤務の団員の確保が必要と感じております。

ここ数年、全国的に消防団員に感謝と敬意を表し、消防団を応援するシステムとして「消防団応援の店」という制度が広まってきております。私

は、あえて感謝の意味を込めて「ありがとう消防団の店」と言わせていただきますが、この制度は地域の安全安心を守ってくれている消防団を地域ぐるみで応援するため、各業種のお店の協力の下、消防団員に各種割引や優遇サービスを提供するもので、この制度によって地域での消防団活動の理解や消防団員の入団を促進し、地域防災力の向上を図るだけではなく、地域経済の活性化への貢献も目指していこうという制度であります。

今以上に消防団員の皆さんに敬意を表しつつ、福利厚生を厚くして、地域全体の活性化とコミュニケーション推進のために必要な制度と考えます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1 点目として、消防団員の推移について。

2 点目として、消防団員の募集状況について。

3 点目として、(仮称) ありがとう消防団の店について。

以上、3 点について市長にお伺いをいたします。

次に、2 項目めの改正児童虐待防止法について質問いたします。今年 4 月から改正児童虐待防止法が施行されます。どんな行為が体罰に当たるかを示した指針をまとめ、子供へ身体的苦痛や不快感を与える行為を体罰と初めて定義しております。

指針は、体罰としつけの違いを明確にし、子育てを社会全体で支援するのが目的で、保護者を罰したり追い込んだりすることは意図しないとしています。

体罰の具体例としては、1、注意したことを聞かないので、頬をたたく、2、いたずらしたので、長時間正座させる、3、友達を殴ってけがをさせたので、同じように殴る、4、物を取ったので、お尻をたたく、5、宿題をしなかったので、夕飯を与えないと 5 つの例を挙げています。暴言については、体罰ではないものの、成長や発達に悪影

響を及ぼすとしています。

体罰をなくすとの決意は尊重はしますが、このような内容を家庭に持ち込んでもよいものかと考えます。

子供に不快感を与えれば、どのような軽いものでも体罰であり、法で禁止するというのが、子供の自立心や忍耐力を育てるためには、子供の心に不快感を引き起こしてでも教えることが必要なのではないでしょうか。

当市と姉妹都市である会津若松市を含む会津藩の子弟教育の一環である「ならぬことはならぬものです」、今風に言う「駄目なものは駄目です」という不動の真理の教えはなくてはならないと考えます。体罰としつけは全く異なるということを明確にした指針でなければ、家庭教育に支障を来すのではないのでしょうか。

「三つ子の魂百まで」、日本人はこのことを実践してきました。これは、科学的にも証明されています。法律で体罰を禁止する以前に、「しっかり抱いて、下におろして、歩かせろ」という家庭での子育てを可能にすることこそ大事なのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1 点目として、どのように対処していくのか。

2 点目として、体罰とは誰が判断するのか。

3 点目として、4 月からの施行を受けて学校の対応は。

以上、3 点について、市長、教育委員会教育長にお伺いいたします。

次に、マイナンバー登録について質問いたします。初めに、おわびして訂正しなければならないことは、不勉強で恐縮しますが、「マイナンバー」と通告しておりましたが、「マイナンバーカード」のことでありますので、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

内閣官房番号制度推進室、向井室長の講演の要

旨を引用して質問させていただきます。

マイナンバーは、国内の全住民に付番された12桁の番号です。平成27年10月からマイナンバーの通知カードが交付され、現在98%が国民の手に渡っています。

マイナンバーカードは、マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りの個人番号カードのことで、マイナンバーは、番号だけでは使用できず、免許証などで本人確認が必要で、マイナンバーカードは、これ1枚で本人確認が可能で、ICチップを搭載しているため、官民の様々な用途に利用可能とのことです。

マイナンバーは、平成28年1月から税、社会保障、災害分野の106項目の事務で開始され、確定申告、扶養控除申告書、各種社会保険給付申告書、保険料の賦課、現況届などで利用されています。

マイナンバーによって、住民票や課税証明書など、住民が行政機関などに提出する書類が省略でき、平成29年11月からは、約850の手続において、平成30年10月からは約1,200の手続において提出書類が省略されるなど、今後においても年金関係など、1,000の手続において順次省略していくとのことです。

このように事務の簡略化、事務手続の簡素化が進む便利なカードではありますが、一向にカード申請が低迷しているのはどういうことなのかと疑問が生じます。かく言う私もカード申請をしておりませんので、大きなことは言えませんが、必要性を感じられないかもしれません。

政府が調べた普及が進まない理由として、懸案事項は、集積、集約された個人情報外部に漏えいされるのではないか、マイナンバーの不正利用によるなりすましにより、財産などの被害を負うのではないか、国家により個人の様々な個人情報が一元管理されるのではないかとの懸念があるのではないかとのことです。

キャッシュレスで買物をしたりチャージを行うと、現在は5%の還元がありますが、6月で終了となり、9月からはマイナンバーカードを取得し、所定の手続をすれば25%、上限5,000円が付与されるという制度を導入し、普及を図るとのことです。ただし、スマートフォンが必要ですので、年配者にとってはハードルが高いのではないかと考えます。

現行よりは、総体的にカード発行率が増えるのではないかと考えられますが、どのような予測がなされるのか、対応は大丈夫なのか疑問が生じます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、マイナンバーカードの登録状況について。

2点目として、マイナンバーカードの登録の市の考え方について。

3点目として、新年度のマイナンバーカードの登録の予想について。

以上、3点について市長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、消防団員の福利厚生についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、改正児童虐待防止法についてのご質問、4月施行の親権者や里親による体罰禁止規定についてお答えいたします。今回の法改正による体罰禁止は、親権者や里親が痛みや苦しみを利用して子供の言動を支配するのではなく、体罰によらない子育てを推進するためだと考えております。

このようなことから、市では妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援により、親権者等の子育てに関する不安や負担の軽減に努め、子育て中

の親権者等に対する支援を充実させ、子育てに悩んだときには、関係機関の支援に迅速につながる体制を整えていきたいと考えております。

そのため、今年4月に子育て世代包括支援センターと同時に児童虐待に関する体制強化を目的に子ども家庭総合拠点を開設し、一体的に支援を行う「Smile Kids Officeにっこりっこ」をスタートさせることとしております。

また、全ての子供は健やかに成長、発達することが権利として保障されており、体罰は子供の権利を侵害すると考えており、虐待等から子供たちを守るため、むつ市総合経営計画の「地域福祉の充実」にもあるように、早期発見、早期対応が重要と考えております。関係機関との連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、マイナンバー登録についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

改正児童虐待防止法についてのご質問、4月施行の親権者や里親らによる体罰禁止規定に係る学校の対応についてお答えいたします。

児童虐待防止法第5条及び第6条におきまして、学校や教職員に求められる主な役割は、虐待の早期発見に努めること、虐待を受けたと思われる子供について、市町村や児童相談所へ通告することなどが示されています。教育委員会では、これまで国や各関係機関からの通知や手続等を各学校に周知するとともに、市教育委員会作成の学校危機管理マニュアルを市内全小・中学校の全学級に配布し、児童虐待発見のための18項目のチェックリストを設け、日常の児童・生徒の変化や行

動などに着目し、虐待の早期発見と違和感を敏感に感じ取れるよう、きめ細かな観察に徹しております。

また、学校ではSOSのサインに気づいたときには、管理職を中心に情報収集と情報共有を図り、迅速な対応を行っております。その際、虐待の疑いがあると判断した場合には、児童相談所や警察署へ通告し、虐待を受けている児童・生徒を絶対に守るという意味で関係機関と連携し、対応しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 初めに、消防団員の福利厚生についてのご質問の1点目、消防団員数の推移についてであります。5年間の状況では、平成26年4月1日現在の消防団員数は1,040人であり、翌平成27年には1,037人と3人の減、その後は徐々に減少し、平成31年4月1日現在の団員数は、5年前と比較して47人減の993人となっております。

また、むつ市消防団条例に定める定員1,255人に対する充足率は、平成26年4月1日現在が82.9%でありましたのに対し、平成31年4月1日では79.1%となり、3.8ポイントの減となっております。

次に、ご質問の2点目、どのような方法で消防団員の募集を行っているのかについてであります。市では引き続き市のホームページや広報むつに募集記事を掲載しておりますほか、年間を通じてポスターの掲示やリーフレットの配布、各種イベント等において広報活動をしております。その他にも、より多くの市民の皆様には消防団の活動を理解していただくため、新たに市総合防災訓練や成人式の会場に広報活動の場を広げたほか、消防団員確保対策として、女性にも消防団の活動を理解し加入していただくため、女性消防団員自らが呼びかける取組などを行い、市民の皆様には消防団

の活動が地域防災において欠かせない存在であることをアピールし、団員の確保に努めているところであります。

次に、ご質問の3点目、消防団応援の店の実施についてであります。昨年度作成いたしましたむつ市消防ビジョンにおいて、消防団員確保対策の一つとして進めていくことをしており、各種課題等を抽出し、各自治体の実施状況等も参考にしながら、実施に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、マイナンバー登録についてのご質問の2点目、マイナンバー登録の市の考え方についてお答えいたします。国は、昨年9月にマイナンバーカードの交付枚数の想定値を発表しております。令和2年7月末には3,000万枚から4,000万枚、率にすると23.5%から31.4%、令和3年3月末には6,000万枚から7,000万枚、率にすると47.1%から54.9%、令和4年3月末には9,000万枚から1億枚、率にすると70.6%から78.5%、そして令和4年度末には国民のほとんどがマイナンバーカードを保有しているという想定をしております。

マイナンバー制度は、住民の皆様の利便性の向上等を目的としておりますことから、本市においてもこの国の想定に基づき、マイナンバーカードの交付体制の整備や普及促進に取り組んでいくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、新年度のマイナンバー登録の予想についてお答えいたします。令和2年9月からマイナポイントを活用した消費活性化策が実施されることから、国の想定どおり、マイナンバーカードの交付が進むと想定いたしますと、市では月に1,000枚から1,400枚の交付の見込みとなります。増加傾向にある令和元年12月から1か月当たり約200枚のマイナンバーカードの交付を行っておりますので、約5倍から7倍となること

が見込まれることとなっております。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） マイナンバー登録についてのご質問の1点目、マイナンバーカードの登録状況についてお答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、平成27年10月から申請が開始され、平成28年1月から交付を行っております。当市の交付率につきましては、平成28年度末では8.18%、平成29年度末では9.96%、平成30年度末では11.46%、令和2年1月末では13.6%となっております。

青森県や全国の交付率と比較いたしますと、青森県平均13.21%よりはやや高く、全国平均15.13%よりは低い状況となっております。

○議長（大瀧次男） 13番。

○13番（佐賀英生） 答弁を頂きました。ありがとうございました。それでは、マイナンバー、ちょっと順番が違いますが、下のほうから行かせていただきます。

今9月からの施行に向けて、200枚ぐらいずつ交付して増えていくということですが、現実問題として、私も入っていないので、何も大きいことは言えませんが、大変便利なカードだということがよく分かっているわけですが……

（不規則発言あり）

○13番（佐賀英生） 皆さん、ちょっと静かにしてください。交付9月からというところで、ドラスチックに増えるわけではないのですが、多分増えていくのだろうと考えられるわけで、その人力的な部分ですとか、それに対する対策、数は多分さっきの答弁の中で増えるみたいなお話をしたのですけれども、あと9か月、7か月ぐらいありますので、時間的な余裕もあるのでしょうかけれども、対策的なものは何か考えているのでしょうか、お願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 現状の人員で十分対応できるというふうに認識してございます。早急に入っ
ていただくことも要請させていただきます。

○議長（大瀧次男） 13番。

○13番（佐賀英生） 私も早急に入りたいと思いま
す。

私勘違いをしております、番号が来たときに、
あれを持って新たに申請して番号をもらってカー
ドをつくるのかなと思ったら、あれでよかったの
ですよね。早急につくらせていただきますので、
よろしく願います。まず停滞のないように、
そしてスムーズにいくように期待しておりますの
で、よろしく願います。

続いて、2番目の改正児童虐待防止法でござい
ますが、これはヒアリングのときも聞きましたが、
切れ目ない活動をしておいて、何らというか、問
題ないように対応しているという答弁を頂いてお
りました。これ民法の820条の中に「監護及び教
育の権利義務」と、822条のほうに「懲戒」とい
うのがありまして、あまり世間的には知られてい
ない文言なのでしょうけれども、PTAの役員関
係者の方は覚えているのですが、しつけという部
分と懲戒という部分、これは曖昧な規定なのです
けれども、それによっていろんな弊害が起きてい
るのではないかと思います。今4月からの改正で、
一部の報道によりますと、弁護士が集まりの中
では、懲戒権を廃止しようと、そういう動きもあ
るやに聞いております。

そこで、ちょっと聞いておくのですが、懲戒権
に限らず、今まで役所のほうで、しつけと称した
ちょっと厄介な問題が発生したことがあるのか、
また懲戒権を盾にして、覚えた人が、それを言う
ことによって、いささかの手続上、また対処上の
問題があったら、なくてもいいのですけれども、
教えていただきたいと思えます。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） お答えいたしま
す。

身体的虐待等に対応した場合ですけれども、懲
戒権を主張する方はいないものの、虐待ではなく、
しつけのつもりだったという保護者の中にはおり
ますが、しつけであっても体罰は虐待であることを
説明し、納得していただいております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 13番。

○13番（佐賀英生） ありがとうございます。全く
ということはないのですけれども、懲戒権という
言葉そのものを知らない方が多いので、なかなか
大変だと思うのですが、私もこの文章を今朝4時
からつくっております、考えました。今私が親
として28年前に戻ることができたら、大変いい親
になっていたろうと。懲戒権も振りかざさないし、
子供もいとおしく抱いてあげたでしょうし、飲み
会数も減ってやっていくと。この年代になったか
ら分かるようなことがあるのですが、昨今のニュ
ースを見ていますと、本当に大変残念な事件が多
くて、何でそういうふうになってしまうのかとい
うことが多々あります。特にこういうものの発見と
いうのは小学校、学校に行っている子供になると、
学校のほうの目立つ場面が多いのかなと、そうい
うふうを考えます。

先ほど教育長からは、18項目書いてあるチラシ
を配ったりなんかして見ていくということですが、
速やかな通報、また速やかな対処、そのよう
なものをより一層していただきたいと思うので
すが、もう一つ踏み込んだ対処の仕方というの
があれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

各学校では、子供の悩み事などのアンケートや
個別に面談し対応しており、虐待については子供
自身が口にするということは少ないため、身体測

定や健康診断、毎日の健康観察におきまして、子供の変化に十分注意して観察しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 13番。

○13番（佐賀英生） 分かりました。なかなか自分の子1人見るのも大変で、先生はまた30人や40人の子供たちを見ているので、大変なことと思いますが、今以上に目を光らせて見ていっていただきたいなと思っております。

続いて消防団のほうなのですが、年々減っているのは、これは私も顕著に思うわけですが、今回の一番の目的の部分は、消防団応援の店と。承知かと思いますが、私はこれで3回目、前は半田義秋前議員からもやっていただいた部分があるのですが、もう機は熟してきているのかなと。先ほどの答弁の中でも、前向きに検討していきたいというお話があるのですが、このお店というのは消防団の加入もさることながら、団員になっていただいた皆さんに、そういう感謝の気持ちを込めると。ましてや一部聞きますと、経済的な効果も若干望めるのではないかというお話もございます。

私も3年前に東京消防庁のほうに行っているいろいろとお聞きしたり、ステッカーとかいろんなものをやってきたわけですが、なかなかそれなりの効果は得ていると。ただし、やはり地域によっては温度差があるというものがありますが、むつ市もとにかくそういうふうな形でやっていっていただきたいと思うのですが。

めどとすれば、時期的なものですが、大体どのぐらいを一つの目安として考えているか。答えられれば答えていただきたいのですが。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、協力店の考え方でありますけれども、加入という部分では必ずしも効果があるかどうかと

いうことは定かではないと私自身思っています。郷土愛護の精神から、消防団に皆さん入っていただいていると思いますので、そういう部分でいくと、加入という部分に効果があるか分からないのですが、ただ一方で消防団応援の店ということで、これが市内で実施されますと、そもそもそのお店の売上げの向上につながると。もちろんおまけしてもらった部分はあるかもしれませんが、また、消防団の皆様の福利厚生にとってもいいと。そのことによって、市内の経済が潤うというような形で、三方一両得というか、そういうような状況にもなるかと思っておりますので、これはもう現時点でむつ消防ビジョンの中で進めることとさせていただきます。

具体的には、来年度部会を開催して、どのような形で始めるか、あるいはいつから始めるかということについて検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 13番。

○13番（佐賀英生） ありがとうございます。ようやく実ってきたという形でいいと思います。

私、ちょっと大きな話をさせていただければ、この消防団応援の店制度、これはカードというものを発行するわけですが、全国的な広まりを見せればいいなと。というのは、ほかの県からいろんな用事でこのむつ市に来たと。その方が消防団員だと。そうすると、率先してその店に行くと。そういう形で全国的なつながりですとか経済効果が生まれればいいなと。もっと言えば、家族ですとかがいて、その方々もそれなりの恩恵を受けると。なおかつ、もっともっと言えば、マイナンバーと合併して、それが身分証明にもなるような、将来的にはそういうものになって、団員の皆さんがしっかりとしたプライドと誇りを持って、その職務に当たれるようなものになれば万々歳かなと思っております。ぜひとも来年度の部会に向けて、早

い対応を望んでおきまして、一般質問とさせていただきます。終わります。

○議長（大瀧次男） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、1時45分まで暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎浅利竹二郎議員

○議長（大瀧次男） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。16番浅利竹二郎議員。

（16番 浅利竹二郎議員登壇）

○16番（浅利竹二郎） 大瀧議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第243回定例会において最後の一般質問を行いますので、市長並びに理事者各位におかれては、簡潔明瞭かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

一般質問に先立ち、今年度定年退職される職員の皆様におかれましては、長年にわたるむつ市及びむつ市民に対する真摯なご貢献に対し、深甚なる感謝と敬意を申し上げます。人生100年の時代、これからの長い第2の人生を心穏やかに有意義に過ごしていただきますようご祈念申し上げます。

さて、消費税10%に歩調を合わせたごとく、今回の新型コロナウイルスの出現で世界経済は冷え込み、株価は急落、世界恐慌の様相を呈し始めてきました。そして、今現在も新型コロナウイルスは世界各国及び日本国内での感染拡大の一途をたどっております。

つい先日、北海道が都道府県の中で東京を抜き感染者数で全国最多になったことを受け、鈴木知

事は、やり過ぎではないかという声もあるが、政治は結果が全て、責任は知事が負うと言い切って、道内の全小・中学校の2月27日から3月4日までの一斉休校を指示しました。その後急展開があり、2月27日、政府は全国の小・中学校、高校、特別支援学校を3月2日から春休みまで休校するよう安倍総理自らがテレビに向かい国民に要請、危機感をあらわにしております。このようなことは、いまだかつてなかった異常事態であります。

宮下市長も、それに対し、国家の緊急事態と受け止め、いち早く同日の2月27日、3月2日から3月26日までの市内小・中の一斉休校を決断しました。休校に伴う種々の問題が派生してくることは承知しながら、今回の問題の本質は何かを見極めた上での決断は、上に立つ者の必須条件であり、北海道の鈴木知事にも相通ずるものがあります。

過去の歴史を振り返ってみれば、人類は幾多の困難にも遭遇してきましたが、その都度英知を結集し、その困難を克服してまいりました。今、日本は国難とも言える試練に立たされております。国の為政者は、この試練に際して状況を適切に判断し、国民を正しく導くこと、国民はいたずらに恐れず正しく恐れることが肝要であります。

自治体の長に課せられた大きな責務の一つは、危機管理への対処であります。宮下むつ市長は、沉着冷静にして剛毅果敢、今回の試練に対しても陣頭指揮の下、指導力に十二分に発揮し、市民の安全安心を守り、信頼に応えてくれるものと確信し、期待するところであります。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、暖冬・少雪が市民生活に及ぼす影響についてであります。現在までのところ、県内及びむつ市では記録的な暖冬・少雪が続き、青森地方气象台によると、この先1か月は寒気が南下しにくく、平年並みか、それ以上の気温になるとの見込みを報じております。市民の多くは、雪が少ないことにほっ

としている一方、四季折々を通じて暑いときは暑く、寒いときは寒くないと困る人が多々いることも事実であります。

そこで、暖冬・少雪が市民生活に及ぼす影響について、次の3点につきお伺いいたします。

1点目は、今冬は暖冬・少雪で推移しているが、今後の除排雪経費の見通しはどうかについてであります。今後の予測を含め、除排雪経費の見通しはどうかお伺いいたします。

2点目は、暖冬・少雪が1次産業を含む自然界にどのような影響を及ぼすかについてであります。冬季の暖冬・少雪は、夏場の渇水となって農業、漁業及び水産業と1次産業を含む自然界にも影響が大であると言われてますが、具体的にはどのような影響があるのかお伺いいたします。

3点目は、市中経済に及ぼす影響についてであります。暖冬によることで、市民生活に直接反映する灯油やスーパー店頭野菜等の価格に顕著な動きがあるかお伺いいたします。以上、3点です。

質問の第2は、介護保険制度20周年を迎えてについてであります。介護保険法は、2000年4月、平成12年4月に施行され、今年で20年目を迎えることとなります。創設当時の状況は、増える一方の寝たきり高齢者や認知症の人の介護問題が社会に大きな影響を落としていたときであります。老後の不安を解消し、社会全体で高齢者を支える「介護の社会化の実現を」とうたう介護保険のスローガンに国民は期待を寄せました。しかし、現実はどうか。施設に入れず家族が介護を抱え込むケースや、家族を介護、看護するために職を離れる人も多いと聞きます。介護保険施行20年を経た今、介護はいまだに家族に大きく依存している状況にあります。これらを含め、次の3点につきお伺いいたします。

1点目、介護保険制度から20年、これまでの制

度を取り巻く環境の変遷と今後の推移は。

2点目、2025年問題を間近に控え、独居・老老世帯等が増えることで高齢者の孤独や孤立が懸念されるが、どのような取り組みを行うのか。

3点目、高齢化社会の中で認知症対策は喫緊の課題であります、その取り組みはどうか。以上3点です。

質問の第3は、インフルエンザを含む感染症対策についてであります。今議会では、私を含め4名の議員が新型コロナウイルスを含む感染症問題を取り上げているので、一部重複する箇所もあるかと思いますが、ご勘弁をお願いいたします。

WHO世界保健機関は、新型コロナウイルスに関して、3月1日現在、パンデミックには至っていないとしながらも、感染拡大の危険性を最高ランクに引き上げております。日本政府としては、水際で感染を防ぐ作戦で臨みましたが失敗、国内での感染拡大防止を主眼に3月2日から3学期末までの小・中・高校等の全国一斉休校という思い切った対策に打って出ました。人から人への感染経路を絶つことは容易でないような気がしますが、今後の推移に注目したいところであります。

さて、ほぼ例年、冬期になれば季節性インフルエンザが流行し、体力の低下しているお年寄りや免疫が少ない児童が感染、重篤に陥るケースが多々あります。今冬は、早い時期にインフルエンザが襲来、むつ市でも学年・学級閉鎖等での対応を余儀なくされておりました。これらインフルエンザを含む感染症に対し、むつ市としてどのような対策が行われているのか、次の4点につきお伺いいたします。

1点目として、風邪とインフルエンザの違い及び今期のインフルエンザの特徴は。

2点目として、高齢者・小児インフルエンザ予防接種助成の実績は。

3点目として、今冬のインフルエンザによる学

年・学級閉鎖の実態及び閉鎖の判断基準は。

4点目として、中国武漢市発症の新型コロナウイルスの感染症対策は。以上、4点であります。

質問の第4は、むつ市ジュニア大使派遣事業についてであります。百聞は一見にしかずであります。私も海上自衛隊に奉職した時期に、10か国14寄港地を訪れたことがあります。その経験が今有形無形で私の心に財産として存在しています。次代を担う若者が積極的に国際交流に参画することは大いに異議があるという思いから、次の3点につきお伺いいたします。

1点目として、グローバルな人材育成の観点から、この事業をどう評価するか。

2点目として、このたびの訪問に市長が同行しているが、その理由は何か。

3点目として、今回の訪問でどのような課題が見え、今後どう取り組むのか。以上、3点であります。

細部につきましては、ご答弁をお聞きした上で再質問させていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、暖冬・少雪が市民生活に及ぼす影響についてのご質問の1点目、今後の除排雪経費の見通しにつきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、暖冬・少雪は1次産業を含む自然界にどのような影響を及ぼすかについてお答えいたします。自然界の現象について、現時点で影響を予測することは難しいものと考えておりますが、農業においてはビニールハウスなどの除雪の負担が軽減されたことや、水産業においては水温の上昇によりホタテの生育がよくなると伺っております。

今後の影響につきましては、青森県産業技術センターなどの専門機関からの情報収集に努め、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、市中経済に及ぼす影響についてお答えいたします。青森県消費生活センターの調査によると、むつ市内の令和2年1月末現在の灯油価格は、サービスステーションでのフルサービスの場合、1リットル当たり86円から88円と昨年同月と比べると6円から7円値上がりしている状況にあります。灯油を含む国内の石油精製価格は、原油コストを基本に海外製品市況、油種別の需給や競争環境等も反映した形で、市場の中で形成されるものであります。近年、原油コストとの連動性が高まっているとされておりますことから、暖冬による影響はないものと推測されます。

また、野菜の店頭価格につきましては、市内の小売店舗に聞き取り調査しましたところ、暖冬により出荷時期が早まったことで、白菜やキャベツなどの葉物野菜を中心に値下がり傾向にあるとの情報を頂いております。

次に、そのほかに頂いたご質問につきましては、それぞれ教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、インフルエンザを含む感染症対策についてのご質問の3点目、今冬のインフルエンザによる学年・学級閉鎖の実態及び閉鎖の判断基準についてお答えいたします。

今年度の学年・学級閉鎖の状況につきましては、学年閉鎖が小学校で3件、学級閉鎖が小学校6件、中学校2件となっております。また、学年

・学級閉鎖の判断基準につきましては、学校保健安全法第20条に「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とあります。市では、学校内でのインフルエンザの罹患者及び欠席者が増加してきた際に、校長が学校医と相談の上、必要に応じて学年・学級を閉鎖することとしております。

次に、むつ市ジュニア大使派遣事業についてのご質問の1点目、グローバルな人材育成の観点から、この事業をどう評価しているかについてお答えいたします。

本事業は、中学生が国際交流を通して友好親善に努め、グローバル社会で活躍できる人材を育成することを目的としております。選考会で選ばれたジュニア大使は、事前研修会を通じて英会話や現地の環境などを学ぶとともに、むつ市のまちづくりの取組や日本文化の紹介をまとめ、ポートエンジェルズ市のスティーブンス中学校での発表やホームステイを通じて現地の方々との交流を行っております。また、帰国後は現地で体験したことを報告会で紹介するなど、これらの活動を通じて積極的に自国の文化や自分の考えを英語で表現しながら交流を深め、異文化を理解し、困難なことに果敢に挑戦する力を育てております。

このように国際交流の一翼を担う本事業は、多様な考え方を理解し合い、共に生きていく力を身につける大変有意義なものであり、グローバル人材としての基礎が養われたものと思っております。

次に、ご質問の2点目、このたびの訪問に市長が同行した理由についてお答えいたします。今年、姉妹都市の盟約締結から25年の節目に当たることから、ポートエンジェルズ市長や教育長及びこれまでご尽力いただきましたペニンシュラ国際関係協会をはじめとする関係者の皆様へのお礼と

姉妹都市交流について改めて認識を深め、さらなる友好と親善を図るために同行したものであります。

次に、ご質問の3点目、今回の訪問でどのような課題が見え、今後どう取り組むのかについてお答えいたします。本事業は、長きにわたる姉妹都市としての友好的な関係の下、むつ市の生徒を温かく受け入れていただくことで成り立ってきた経緯があります。事業を継続するに当たり、ペニンシュラ国際関係協会や関係団体、ホームステイ先に対しましても、過度なご負担にならないようむつ国際交流協会からのご助言を頂きながら、事業を構築していくことが喫緊の課題であると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 暖冬・少雪が市民生活に及ぼす影響についてのご質問の1点目、今後の除排雪経費の見通しについてであります。今冬の除排雪委託業務は11月15日に始まり、雪が少ないこともあり、2月18日時点の委託執行額は約1億4,500万円で、さらに昨年の市道釜山山線山線山線の春季除雪を合わせると約1億5,000万円となっております。現段階では、今後の除排雪経費を予測することはできませんが、少なくとも3月末には一時堆積場の残雪の除去費用は発生することとなります。

いずれにいたしましても、今後も暖冬・少雪で推移するようですので、補正はせず、現行予算内で対応できることを期待しております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 介護保険制度施行20年目を迎えてのご質問の1点目、介護保険制度開始から20年、これまでの制度を取り巻く環境の変遷と今後の推移についてお答えいたします。

介護保険制度が施行された平成12年度の高齢者

人口は1万2,920人で、令和2年1月末現在は1万8,662人と、この20年で5,742人の増加となっております。また、介護給付費につきましては、決算額で平成12年度の21億4,737万6,536円から38億773万625円に増加して、平成30年度は59億5,510万7,161円と2.7倍となっております。

今後の推移につきましては、第7期介護保険事業計画策定時の推計値となりますが、2025年の高齢者人口は1万8,482人となり、高齢者全体の人口は緩やかに減少していくものの、75歳以上の高齢者は令和2年1月末現在の9,088人から1万233人へと増加する見込みとなっております。

次に、ご質問の2点目、高齢者の孤独や孤立に対する取組についてお答えいたします。高齢者の地域からの孤立を防止する取組として、いきいき百歳体操や地域サロンの開催等、高齢者が気軽に通える範囲の中で集う通いの場の構築を進めております。

また、高齢者の孤立、孤独から成る孤独死対策として、現在多様な職種の民間事業者115社と連携し、高齢者の異変を早期に発見し、関係機関に情報を伝える高齢者等見守りネットワーク事業を実施しております。今後は、IoTを活用した見守りなど、高齢者を地域全体で見守る事業を充実してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、認知症への対策と、その取り組みについてお答えいたします。認知症への対策については、まず認知症への理解を地域に広めることが最も重要であることから、認知症サポーター養成講座を実施し、これまで4,548人の認知症サポーターを養成しているほか、認知症の方を地域で支える取組として認知症サポート事業所及び認知症サポート団体の認定事業を実施しております。

また、認知症の方やご家族への個別の支援といたしまして、民間事業者の皆様と連携して行な

つ市認知症SOSネットワーク事業、認知症の方を医療や支援につなげる認知症初期集中支援事業、認知症の方やそのご家族の集いの場として認知症カフェを設置しているところであります。

今後もこれまでの施策をより強化しながら、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方やそのご家族の方々が安心して暮らせる「やさしさでつながるまち」の実現に向け、引き続き事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（佐藤孝悦） インフルエンザを含む感染症対策についてのご質問の1点目、風邪とインフルエンザの違い及び今期のインフルエンザの特徴についてお答えいたします。

風邪とインフルエンザは、原因となるウイルスが異なります。症状の違いとしては、風邪は微熱に加え喉の痛み、鼻水、鼻詰まり、くしゃみなどの上気道症状が主となります。一方、インフルエンザは急激な高熱、全身倦怠感、食欲不振、関節痛、筋肉痛、頭痛等の全身症状が発生します。

また、今期のインフルエンザの特徴についてですが、例年12月末から1月に流行のピークを迎えますが、今期は全国的に11月ごろから流行が始まり、本市においても12月5日にインフルエンザ注意報が発令、翌週から1月中旬まで警報が継続しておりました。

インフルエンザは、例年流行の前半はA型、A型の流行が終息に向かう時期からB型の発生が見られますが、今年の特徴としては、流行した時期は早かったものの、2月に入りB型の発生が見られるなど、A型、B型の発生状況に変わりはないものと認識しております。

次に、ご質問の2点目、高齢者・小児インフルエンザ予防接種助成の実績についてお答えいたします。インフルエンザ予防接種の助成事業は、重

症化の予防、接種費用の軽減を目的として65歳以上の高齢者、60歳から64歳まで一定の障害をお持ちの方及び生後6か月から小学6年生までの小児を対象に費用の一部を助成するものであります。

過去3年間の実績は、高齢者では平成29年度が接種者数1万162人で、接種率は54.8%、平成30年度が接種者数1万454人で、接種率は55.7%、令和元年度が接種者数1万918人で、接種率は57.7%となっております。

また、小児では、平成29年度が接種者数3,244人で、接種率は62.4%、平成30年度が接種者数3,162人で、接種率は61.7%、令和元年度が接種者数3,094人で、接種率は62.6%となっております。

接種率は、流行状況にも左右されることがありますが、毎年対象者の半数以上の方が助成を受けております。市といたしましては、今後も本事業の周知を図り、多くの市民の皆様にご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、中国武漢市発症の新型コロナウイルスの感染症対策についてお答えいたします。市では、去る1月30日に政府対策本部が設置されたことを受け、同日むつ市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を設置、2月3日に会議を開催すると同時に、市民の皆様からの相談体制を強化するため、健康づくり推進部予防・医療課内に新型コロナウイルス感染症に対する相談窓口を開設いたしました。

また、庁内各課及びむつ総合病院、消防本部との情報共有及び連携を図るため、むつ市新型コロナウイルス感染症庁内検討会議を開催し、県内等で感染症が発生した場合を想定した対応等について検討したほか、先般の政府の小・中学校の休校要請を受け、むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対応について協議しているところ

であります。

さらに、市ホームページに掲載している情報は随時更新し、市民の皆様には最新情報を提供するとともに、感染症の予防法等について周知しております。

今後におきましても、今般示されました国の基本方針に基づき、むつ市総合経営計画にある「感染症予防対策の推進」について、むつ保健所等の関係機関と連携し、適切な感染症対策に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきます。

まず1点目の暖冬・少雪が市民生活に及ぼす影響についての除雪費の件についてでありますけれども、今ご説明にありましたように、補正予算を組まなくて済みそうだということで、誠に喜ばしいことでございます。しかし、反面、除雪業者にとっては死活問題ではないかというような思いがいたします。少雪によって出動の機会が少なかった除排雪業者への補償規定はあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 補償規定についてお答えいたします。

各業者ごとに届出車両台数に応じて待機料補償額を定めており、除雪費のシーズンの総額が待機料補償に満たなかった場合は、その差額を待機料補償として支払うということにしております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） それで、補償規定を適用するとした場合、その業者、今シーズンは該当する業者は何社ぐらいあるのかお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） お答えいたします。

2月18日時点の数字ですけれども、対象が9社あります。総額では、大体156万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

次は、暖冬・少雪が1次産業に与える影響についてでありますけれども、海水温が高いとホタテの成長が速いというようなご説明があったように聞いておりますが、ホタテの適温は大体20度前後と聞いております。それで、海水温上昇がもたらすことでのホタテガイへの影響について、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

あくまでも先ほど私が答弁したのは一般論でありまして、暖冬で水温が高いので、春の産卵が早まる可能性があるということと、水温が高くなれば生育がいいということはあるのですが、一方で高水温が続くとホタテガイのへい死ということもありますので、これは夏の時期ということで、海水温が23度を超えるとそのような状況になるというふうにご覧いただけます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

次は、自然界の話なんですけれども、新聞にもちよいちょい載っておりました暖冬で冬眠できない熊がいます。そのことを、これは穴持たずの熊というような名前と呼ばれているそうなんですけれども、むつ市、この下北半島はどうでしょうか。その件についてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

熊の状況を全て把握しているわけではございませんが、当市におきましては、この冬季の期間は目撃情報はございません。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 市長、どうもありがとうございます。

次は、質問の第2、介護保険制度施行20周年を迎えての再質問でございますが、平成30年3月に策定したむつ市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムを中核に備えておりますけれども、介護と医療との連携などにおいてそごはないのかというようなことについてお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 介護と医療の連携についてお答えいたします。

現在医療・介護及び福祉関係者が参加する地域ケア会議や在宅医療・介護連携推進協議会の開催を通じまして、地域課題の共有、検討を行っております。また、むつ総合病院内に設置しておりますむつ市在宅医療・介護連携支援センターでは、在宅での医療と介護についての相談の受付や医療・介護をはじめとした多職種、関係機関の従事者が参加する研修会を開催し、医療と介護の一層の連携を図るために取り組んでおります。

以上です。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。これをなぜ聞いたかといいますか、地域包括ケアシステムの中で介護と医療の連携とあるんですけれども、それぞれ似て非なるような職種だというようなことがインターネットであるのです。ですから、そこら辺で全国的にはなかなかうまくいっていないというように流れておりましたので、お尋ねしました。

次は、認知症の問題ですけれども、最近半年ぶりぐらいにお会いした方から、「どなたですか」と言われ、ショックを受けたことがあります。独居・老老世帯と高齢者世帯が増える現在、自分で

認知症状を自覚することなく暮らしている人が散見されるように思います。認知症の方が近隣にいた場合、市民というか、我々としてどのような対応を取ればいいのかお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

近隣におられます認知症の方に何らかの異変を感じたときは、まず市内にあります地域包括支援センターや在宅介護支援センターに連絡をしていただきまして、専門職に対応を相談することが重要であると考えております。

その中で市民の皆様がどのように行動すればよいのか、高齢者や認知症について理解を深める必要があると認識をしておりますので、引き続き認知症サポーターの養成、認知症サポート事業及び認知症サポート団体の認定事業を実施して、認知症の方を地域で支えるやさしさでつながるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 介護につきましては、2025年を間近に控えまして、これ喫緊の課題として国民、地域全体の問題として捉えなければならないということだと思っています。人口減少、超高齢化社会突入の今、我々としても真剣に考えていかなければならない問題と痛感しております。

次は、質問の第3、インフルエンザを含む感染症対策に関連してであります。よく、でもないのだけれども、予防接種したけれどもかかった、という人が間々あるのです、インフルエンザで。この予防接種の効果というか、それはどの程度あるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（佐藤孝悦） お答えいたします。

インフルエンザ予防接種は、発病を抑える効果

が一定程度認められておりますけれども、麻疹や風疹の予防接種ワクチンで認められているような高い発病予防を期待するものではなくて、最も大きな効果は発症後の重症化を予防するためのものであります。

また、ワクチン接種による免疫の持続期間につきましては、接種後2週間ほどで免疫が出て、5か月程度持続すると考えられております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

次は、教育委員会にお尋ねします。インフルエンザによる学年・学級閉鎖及び新型コロナウイルスによる長期休校によって学校内に混乱を来さないのかというようなことについてお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

初めに、インフルエンザによる影響につきましては、授業時数の確保ということが影響等と考えられますけれども、各学校では年間を通して教育課程の編成段階におきまして、このような状況も考慮し、授業時数を確保しているため、大きな影響はないものと認識しております。

また、新型コロナウイルスによる休校に関しましては、2月28日、休校の対応が終わった際、校長会を開催し、校長先生方からのヒアリング、また昨日、今日と小学校を中心に職員が学校訪問をさせていただきまして、その際保護者からの問合せの状況等を確認させていただきましたが、混乱なく対応しているということの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） インフルエンザ、そして新型コロナウイルス等々、いろいろ大変だと思いま

すけれども、教育委員会としても学校とよく緊密に連携し、フォローしていただきたいと要望しておきます。

次は、むつ市が開設した新型コロナウイルスの相談窓口がありますけれども、これ訪れた件数は現在何件ぐらいあるのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（佐藤孝悦） お答えいたします。

2月3日の開設から昨日3月2日現在ですけれども、健康づくり推進部の予防・医療課内に電話でのご相談とお問合せが合計9件となっております。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） そこで、今のところ大過ないようなのですけれども、もし症状が疑われるような人が現れた場合、どういう手順で処置、対応するのか、また下北圏域内の感染症病床等の体制はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（佐藤孝悦） お答えいたします。

ご自身で疑う場合は、むつ保健所内に設置しております帰国者・接触者相談センターにお電話で相談していただきます。相談内容から新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断された場合、その方への適切な診療を行う帰国者・接触者外来への受診調整を行いまして、調整後同センターにおきまして、受診医療機関、受診方法等詳細をご説明いたしますので、指示に従って受診していただくこととなります。

また、下北圏域内の感染症病床等の体制についてであります。むつ総合病院が第二種感染症指定医療機関として指定されておりまして、病床数は4床で、受入れの体制を整えているとのことであります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 新型コロナウイルス関係では、市民の間にまだ国や市の対応についてよく理解していない向きが見受けられます。一連の対応について、これからも十分な広報、周知等を要望しておきます。

次は、質問の第4のむつ市ジュニア大使派遣事業についてでありますけれども、これの参加希望者及び選考基準についてお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

まず、今年度の参加希望者につきましては27名、その中から10名を選考したところでございます。

次に、選考につきましては、面接と作文によりジュニア大使としての使命感、語学力、コミュニケーション能力及び異文化に対する探究心などを基準として実施いたしました。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

そして、帰国しまして、当然所見等を聴取すると思うのですけれども、その感想文で総論としてどのようなことが書かれているのでしょうか。もし分かったらお教えいただきたいと。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

生徒の感想文につきましては、例といたしましては、「気づかぬうちに英語で自分の意思を伝えていることに驚いた」、「海外で直接英語で交流することは自分を変える貴重な経験だと思った」、また「これから学んだことを多くの人に伝え自分の将来に生かすとともに、今後の両市のよい姉妹都市関係に力を注ぎたい」など、体験を通じて生徒がとても成長していることが分かる内容がたくさん記されておりました。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。冒頭でも申し上げましたが、百聞は一見にしかずであります。次代を担う若者が、この派遣事業を機に世界に羽ばたく人材に育ってくれることを願いながら、今定例会最後の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月4日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。

よって、明3月4日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、3月5日は議案質疑、委員会付託、一部採決、予算審査特別委員会設置及び付託、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時27分 散会